

令和8年度 商店街商業機能再生モデル事業（外部人材交流促進事業） 実施先商店街募集要項

商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業（以下「本事業」といいます。）として、商店街での新規開業希望者や商店街の活性化をサポートしたい人材（以下「外部人材」といいます。）との交流を契機とした活性化に取り組む商店街を募集します。

I 基本事項

1 事業趣旨

本事業では、外部人材との交流のきっかけとなる「交流事業」を商店街で実施し、空き店舗での新規開業等につなげ、外部人材の商店街への流入・定着を促すことを目的として実施します。

2 事業の流れ

本事業は、次の流れで実施します。

（１）外部人材向け講座

公募で集まった外部人材を対象に、商店街での具体的な開業例や活動事例をもとに魅力ある店舗運営に必要な知識や商店街との関わり方等を学ぶための講座を実施します。

また、講座を通して参加者と商店街関係者が交流しながら、２（２）商店街での交流事業の企画立案をします。受託事業者及び講座参加者と連携し、実施場所や運営方法、商店街内での役割分担等について協議・調整を行います。（実施先商店街に選定された商店街から関係者として講座へ参加いただきます。）

（２）商店街での交流事業

将来的な新規開業やイベント企画等を見据えた、講座参加者によるテストマーケット形式の交流事業を市内商店街で実施します。また、実施先商店街エリア内の遊休不動産等の掘り起こしを行い、新規開業に向けた機運醸成を図ります。

交流事業の具体的な実施方法等内容については２（１）外部人材向け講座

の中で決定していきます。

Ⅱ 募集内容

1 対象団体

市内に主たる事務所を有する商店街

※ 商店街とは、以下(1)～(3)のいずれかを指します。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合
- (3) 商工会

2 募集商店街数

- 1 商店街

3 応募要件

応募にあたっては、次の要件を全て満たすこととします。

- ・ 本事業の趣旨を十分に理解し、積極的に協力できること。
- ・ 将来的な新規出店や外部人材の受入れに前向きであること。
- ・ 交流事業の実施場所について、商店街区域内で調整が可能であること。
- ・ 本事業の受託事業者及び参加者と連携し交流事業の企画・運営に取り組む意思があること。
- ・ 理事長その他商店街関係者が講座及び事前打合せ等へ参加できる体制を有すること。

4 留意事項

- ・ 交流事業の企画・運営は、受託事業者及び講座参加者を中心として実施しますが、商店街にも各種調整や当日の協力をお願いする場合があります。
- ・ 交流事業に係る会場借上料、会場設営費、広報費その他事業の共通経費は、本事業の予算の範囲内で受託事業者が負担します。
- ・ 天災その他やむを得ない事情により、事業内容を変更又は中止する場合があります。
- ・ 本事業の様子や成果について、市公式ウェブサイトや市が作成する冊子等

で公表する場合があります。

Ⅲ 応募手続き

1 応募書類の提出

(1) 応募書類及び添付資料の一覧

1	実施商店街応募申請書（様式 1）
2	商店街の概要（様式 2）
3	役員名簿及び組合員名簿（又は会員名簿）
4	登記事項証明書の写し及び定款
5	応募について議決した総会、理事会等の議事録の写し

※様式の記載方法は、別添の記載例を参考にしてください。

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 28 日（月）必着

(3) 提出方法

下記までメールにて、(1)の資料一式を提出してください。

【提出先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

（名古屋市役所本庁舎 5 階）

名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課

電 話：052-972-2432

メール：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

2 提出にあたっての留意点

- (1) 応募書類の作成にあたっては、審査基準（4 ページ参照）を参考に考案してください。
- (2) 必要に応じて、図表等を用いて記載してください。
- (3) 補足資料の提出や内容の確認をお願いする場合があります。
- (4) 提出する用紙は、日本産業規格に定める A4 に統一してください。

IV 審査・採択

1 審査・採択方法

審査及び採択は、意見交換会による有識者からの意見を踏まえて、本市が行います。

なお、意見交換会では商店街からのヒアリングを行う予定にしています(書面開催含む)。意見交換会は 10 月に開催する予定ですが、詳細な日程については改めて通知します。

2 審査基準

審査基準は下表のとおりです。

審査項目	審査の観点
事業に対する理解・意欲	本事業に対する理解が十分であり、かつ、本事業に対する意欲が十分か
商店街の課題に対する認識	商店街や地域の現況、魅力、課題、ニーズ等について、組合員や地域の声、関連するデータ等をふまえ、適切に把握しているか
外部人材の受入れ意欲・体制	外部人材との交流や受入れに前向きであり、商店街として継続的な関与が期待できるか。
事業の実施環境・実現性	交流事業の実施に向けた関係者との調整が可能であり、円滑な事業実施が見込まれるか。
事業効果・波及効果	本事業を契機として、遊休不動産の活用など継続的な商店街活性化につながる効果が期待できるか。

3 結果通知

採択結果は文書により通知します。

4 採択対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、採択対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されていると判明した場合
- (2) その他不正行為があったと認められる場合

V 採択後の流れ

時 期	内 容
9～10 月	事業説明会 参加者の募集・選考
11～12 月	外部人材向け講座
1～2 月	商店街での交流事業

VI 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課
(名古屋市役所本庁舎 5 階)
電 話 : 052-972-2432
メー ル : a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp